

令和7年度

第2回 奈良県国民健康保険運営協議会 資料

- | | | |
|---|-----------------------------------|---------|
| 1 | 国民健康保険制度について | … 1 |
| 2 | 今後の国保運営に係る主な国制度改正 | … 2～4 |
| 3 | 令和8年度 国民健康保険事業費納付金算定及び統一保険料（税） | … 5～9 |
| 4 | 令和8年度 奈良県国民健康保険事業費特別会計 歳入歳出予算（要求） | … 10 |
| 5 | 令和6年度 奈良県国民健康保険事業費特別会計 歳入歳出決算 | … 11～12 |
| 6 | 第2期奈良県国民健康保険運営方針の改定について | … 13 |
| 7 | 国保における県の医療費適正化の取組について | … 14～17 |

参考資料

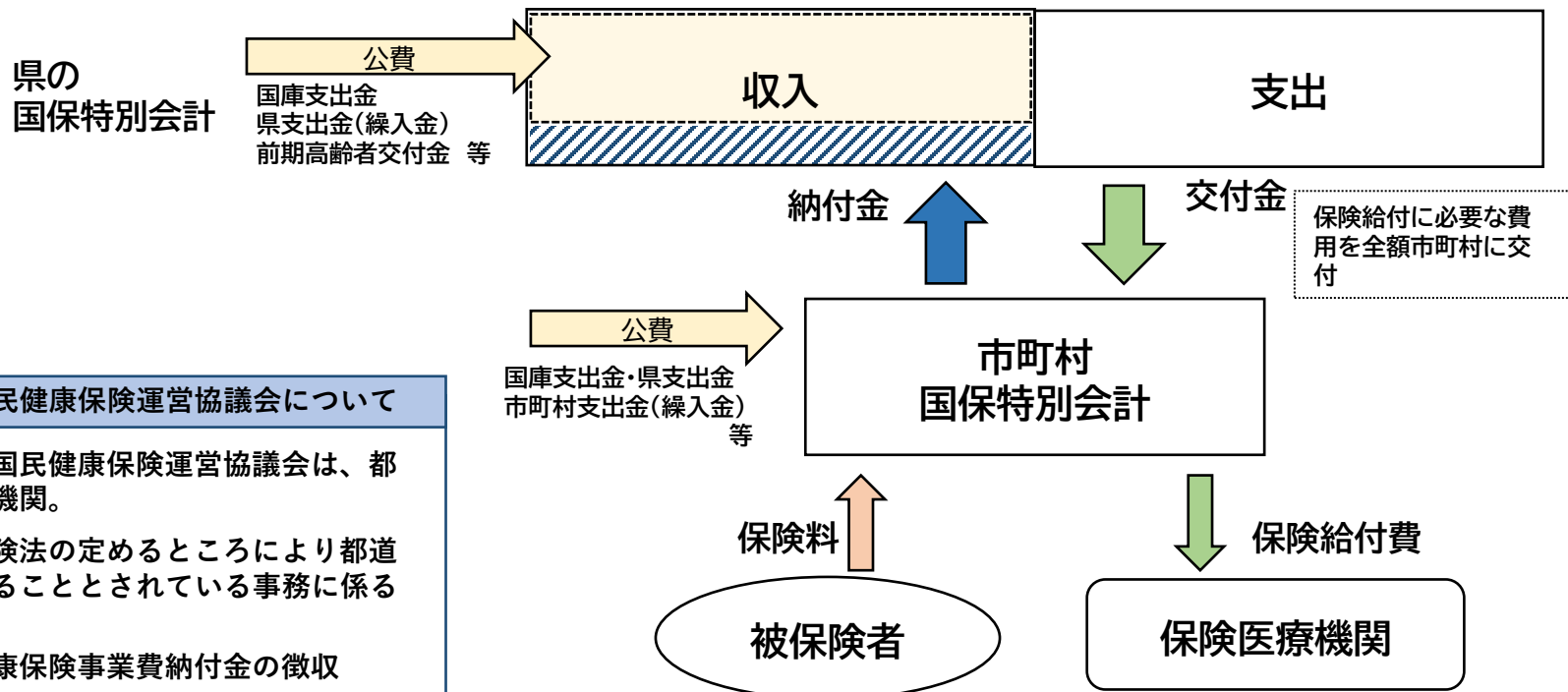
- ①令和7年12月25日厚生労働省資料（抜粋）
- ②令和7年12月26日こども家庭庁資料（抜粋）

令和8年1月22日
奈良県 福祉保険部 医療保険課

1 国民健康保険制度について

- 社会保障制度改革の一環として、平成27年5月に国民健康保険法が改正され、これまで市町村が担っていた国保財政運営の責任主体に都道府県となるなど、「国保の都道府県単位化」が全都道府県で平成30年4月より開始した。
- 国民健康保険制度において、県は財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額市町村に対して支払う（保険給付費等交付金）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
- 市町村は、県が市町村ごとに決定した納付金を県に納付する。

(国保財政における県及び市町村の特別会計イメージ)



都道府県国民健康保険運営協議会について

都道府県の国民健康保険運営協議会は、都道府県の諮問機関。

国民健康保険法の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、

- 国民健康保険事業費納付金の徴収
- 都道府県国民健康保険運営方針の作成
- その他の重要事項

を審議する。

2 今後の国保運営に係る主な国制度改正

2 - (1) 今後の国保運営に係る主な国保制度改革について（資格・保険給付・財政関係）

資格	生活保護の医療扶助の適正化等	<p>（令和6年度～令和10年度）医療費全体に関する都道府県のガバナンス強化の観点から、生活保護受給者が国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に加入することについて、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を深める。</p> <p>（令和6年度）実施方法について検討。</p> <p>（令和7年度～）都道府県が広域的な観点から、頻回受診対策、重複・多剤投薬等の取組目標の設定・評価やデータ分析等を行うとともに、市町村に対し、必要な助言等の支援を行う仕組み等の着実な実施。オンライン資格確認の仕組み等を活用した頻回受診対策の推進。</p>
	短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃	<p>（令和6年度）社会保障審議会年金部会等で検討。</p> <p>（令和6年度～令和7年度）検討の結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。</p> <p>（令和7年度～）必要な措置の着実な実施。</p>
保険給付	出産費用の保険適用の導入	<p>出産育児一時金に代えて、全国一律の給付水準で現物給付化する方向で検討。</p> <p>令和8年の通常国会に関連法案を提出し、令和9年度以降の新制度施行を目指す。</p> <p>（令和7年12月12日 第207回社会保障審議会・医療保険部会）</p>
	高額療養費自己負担限度額の見直し	<p>令和8年8月と令和9年8月に引き上げを実施。</p> <p>（令和7年12月24日 大臣折衝）</p> <p>（令和7年12月25日 第209回社会保障審議会医療保険部会・第9回高額療養費制度の在り方に関する専門委員会）（参考資料①参照）</p>
財政	国保の普通調整交付金の医療費勘案・後期高齢者医療制度のガバナンス強化	<p>（令和6年度～令和7年度）保険者機能の強化等を進めるための取組を進め、人口動態や適用拡大による加入者の変化等を踏まえ、医療費適正化や都道府県のガバナンス強化等にも資するよう、調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について検討を行い、一定の結論を得る。</p> <p>（令和8年度～令和10年度）引き続き、更なる検討を行う。</p> <p>（令和8年度～令和10年度）都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方の検討を深める。</p>

2 - (2) 今後の国保運営に係る主な国保制度改革について（負担関係）

	<p>子ども・子育て支援金（納付金）制度の創設</p> <p>（令和7年度）子ども・子育て支援金の賦課・徴収に向けた準備（ガイドラインの作成等）。 （令和8年度～）医療保険者に被保険者等から保険料とあわせて子ども・子育て支援金を徴収させ、国に子ども・子育て支援納付金として納付。（参考資料②参照）</p>
	<p>医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ</p> <p>（医療法等の一部を改正する法律案の公布後3年以内）保険者からの抛出による重点医師偏在対策支援区域における医師手当事業の創設。</p> <p>※医療法等の一部を改正する法律は令和7年12月5日参議院にて可決、成立。</p>
	<p>医療保険における金融資産等の取扱い</p> <p>（令和6年度～令和10年度）預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。</p>
<p>負担</p>	<p>3割負担（現役並み所得）の適切な判断基準設定等</p> <p>（令和6年度～令和10年度）年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しに当たっては、現役世代の負担が増加することや、令和4年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し（一定以上所得のある者への2割負担の導入）の施行の状況等に留意する。</p>
	<p>外国人の保険料未納対策</p> <p>国は7月15日に外国人施策の司令塔となる「外国人と秩序ある共生社会推進室」を設置。また、在留外国人の国保保険料未納者対策について、厚労省は日本に入国し新たに国保に加入した外国人などを対象に、現在分割で払っている保険料・税について一括で前納を求めることができる仕組みを、早ければ令和8年4月から導入する方向で検討を進めている。</p> <p>また、令和9年6月に向けて、デジタル庁が運用する情報提供ネットワークシステム「公共サービスメッシュ」を用いて、出入国在留管理庁が在留資格審査のために、本人の同意を得た上で、外国人に係る保険料の納付情報を入手することができる仕組みを構築する予定。</p>

2 - (3) R 8 国保財政に係る主な国制度改正検討事項

【 診療報酬・薬価等改定 】

		R 8 診療報酬改定	
診 療 報 酬		+ 2. 4 1 % (令和 8 年 6 月施行)	診療報酬改定率 令和 8 年度：1. 0 2 2 2
薬 価 等	薬 価	▲ 0. 8 6 % (令和 8 年 4 月施行)	
	材料価格	▲ 0. 0 1 % (令和 8 年 6 月施行)	

【 保険料(税)の軽減判定所得 】

	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
R 7	4 3 万円 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	4 3 万円 + 3 0. 5 万円 × 被保険者等の数 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	4 3 万円 + 5 6 万円 × 被保険者等の数 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
R 8	4 3 万円 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	4 3 万円 + 3 1 万円 × 被保険者等の数 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	4 3 万円 + 5 7 万円 × 被保険者等の数 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

【 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額 】

- 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の増額に伴い、所得に応じて増額する (令和 8 年 6 月 1 日施行)

【 高額療養費制度 】

- 自己負担限度額の見直しを行う (令和 8 年 8 月 1 日施行)

3 - (1) R 8 国保事業費納付金の本算定結果と県内統一保険料 (税)

○国民健康保険が県単位化されたH30以降は、県が毎年度、県内市町村の国保事業費納付金を算定。
 ○R 8 年度は、医療費推計、国公費等の財源見込み、県基金保有残高等を勘案した結果、子ども・子育て分を除き統一保険料率の改定は行わない。

1 本算定の前提となる R 8 医療費の推計

【1人あたり医療費の推計方法】

R7見込値の算出

$$R8本算定値 = (R7.3\sim 8月月報値 + (R7.3\sim 8月月報値 \times R6.9\sim 7.2月月報値 / R6.3\sim 8月月報値)) \times \text{直近2年間}(R5\sim 7)\text{伸び率}(1/2\text{乗})$$

※国通知で示された計算方法を採用

	R5 (実績値)	R6 (実績値)	R7 (見込値)	R8 (本算定値)
一人あたり医療費	419,213円/人 (+3.78%)	428,536円/人 (+2.22%)	443,080円/人 (+3.39%)	466,435円/人 (+5.27%) ※
被保険者数	266,613人 (▲5.33%)	252,733人 (▲5.21%)	240,087人 (▲5.00%)	230,314人 (▲4.07%)

推計結果
1,074億円

※診療報酬改定分含む

2 R 8 本算定結果の概要

○R 8に見込まれる保険給付費等歳出総額から国、県等から措置される公費(見込み)を控除した額を保険料として徴収する。【右表・黄色部分参照】
 ○R 8の保険料については、医療費推計結果等を勘案すると、R 8標準料率(抑制前)までの改定が必要。【下表・R 8標準料率(抑制前)参照】

<県に措置される公費及び国保財政調整基金を活用し保険料抑制>

○R 8統一料率のうち医療分について、保険者努力支援制度等県に措置される公費の全額(12.3億円)、及び県が保有する国保財政調整基金62.2億円(R 7取り崩し前)のうち34.4億円を取り崩す。

⇒その結果、医療分・後期分・介護分についてはR 7統一料率の据え置き、子ども・子育て分は新設とする。【下表・R 8統一料率(抑制後)参照】

なお、一人あたり保険料でみると

抑制前：24,272円増→抑制後：3,993円増(20,279円分抑制) 【右表・赤字部分参照】

項目	R 7本算定		R 8抑制前		R 8抑制後		R 8 - R 7		
	総額 (百万円)	一人あたり (円) ①	総額 (百万円)	一人あたり (円) ②	総額 (百万円)	一人あたり (円) ③	②-①	③-①	
歳出	保険給付費等	92,201	380,719	92,922	403,460	92,922	403,460	-	-
	後期高齢者支援金	17,359	71,681	16,966	73,665	16,966	73,665	-	-
	介護納付金	5,914	24,421	5,830	25,313	5,830	25,313	-	-
	子ども・子育て支援納付金	-	-	1,656	7,188	1,656	7,188	-	-
計(A)	115,474	-	117,374	-	117,374	-	-	-	
歳入	保険料(税)	29,372	121,283	33,523	145,555	28,853	125,276	24,272	3,993
	医療分	19,194	79,257	22,977	99,768	18,307	79,489	20,512	232
	後期分	7,686	31,737	7,451	32,350	7,451	32,350	612	612
	介護分	2,492	10,288	2,360	10,248	2,360	10,248	▲40	▲40
	子ども・子育て分	-	-	735	3,189	735	3,189	3,189	3,189
	国、県等から措置される公費	82,838	370,252	83,851	393,080	83,851	393,080	-	-
	前期高齢者交付金 ※1	39,954	164,979	39,740	172,549	39,740	172,549	-	-
	療養給付費等負担金等(国)	32,823	157,400	33,856	169,639	33,856	169,639	-	-
	県繰入金(県)	5,873	28,637	5,989	30,391	5,989	30,391	-	-
	財政安定化支援事業等(市町村)	3,766	17,494	3,790	18,436	3,790	18,436	-	-
	その他	422	1,742	476	2,065	476	2,065	-	-
計(B)	112,210	-	117,374	-	112,704	-	-	-	
歳入(B) - 歳出(A)	▲3,264	-	0	-	▲4,670	-	-	-	
統一抑制保険料率	県抑制措置分①：保険者努力支援制度等(C)	1,442	5,953	-	-	1,234	5,359	-	-
	歳入(B+C) - 歳出(A)	▲1,822	-	-	-	▲3,436	-	20,279	-
	県抑制措置分②：財政調整基金繰入金(D)	1,822	7,525	-	-	3,436	14,920	-	-
歳入(B+C+D) - 歳出(A)	0	-	-	-	0	-	-	-	

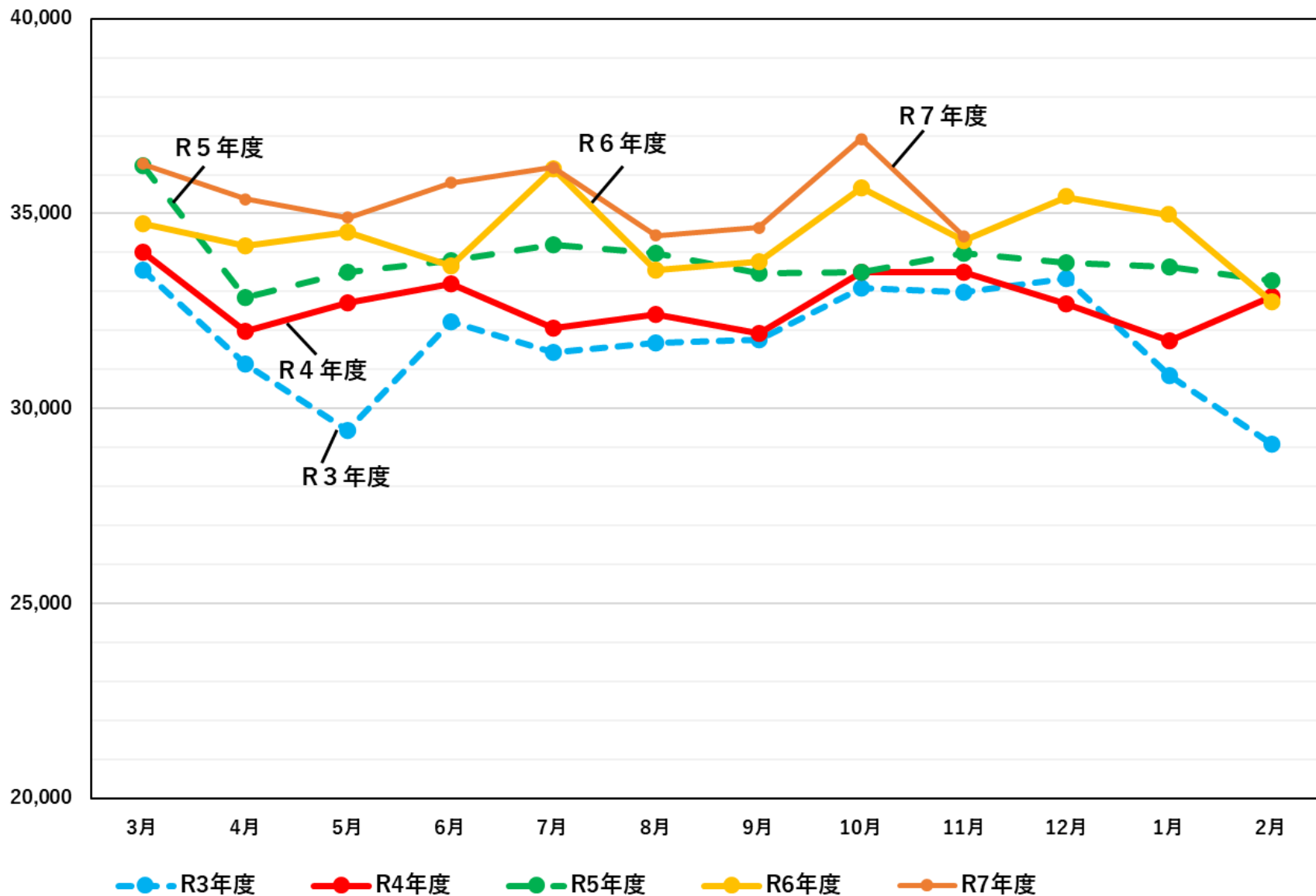
※1精算額は国通知に従い、歳入見込みに含めていない
 ※一人あたりの金額は、各項目の総額を全被保険者数で除した額を記載している
 ※表示単位未満で四捨五入しているため、表示単位による計算が一致しない場合がある

	医療分			後期分			介護分		子ども・子育て分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18以上均等割
R 7統一料率	7.64%	27,600	20,000	3.27%	11,500	8,400	3.03%	16,900	-	-	-
R 8標準料率(抑制前)	9.60%	35,555	23,618	3.14%	11,529	7,658	2.77%	15,265	0.31%	1,624	134
R 8統一料率(抑制後)	7.64%	27,600	20,000	3.27%	11,500	8,400	3.03%	16,900	0.31%	1,700	200
R 8 - R 7統一料率	+0.00%	+0	+0	+0.00%	+0	+0	+0.00%	+0	+0.31%	+1,700	+200

R 7統一料率の据え置き

R 8新設

3 - (2) 奈良県国保の1人当たり医療費の動向（月次推移）



出典：国民健康保険診療報酬等請求内訳書(奈良県国保連合会)【医療費】(公益計)
国民健康保険事業月報(厚生労働省)にかかる報告値(奈良県)【被保険者数】(公益計)

歳出	総額 (1人当たり)		伸び率		被保険者数	伸び率	世帯数	伸び率	所得総額	伸び率
	①保険給付費等	92,922百万円 (403,460円/人)	+0.78% (+5.97%)		230,314人	▲4.90%	148,598世帯	▲2.56%	121,889百万円	▲5.32%
	②後期高齢者支援金等	16,966百万円 (73,665円/人)	▲2.26% (+2.77%)						120,877百万円	▲5.07%
	③介護納付金	5,830百万円 (74,055円/人)	▲1.43% (+1.26%)		78,724人	▲2.65%	-	-	43,454百万円	▲2.69%
	④子ども支援納付金	1,656百万円 (7,188円/人)	- (-)		211,576人	-	-	-	121,889百万円	-
計	117,374百万円 (558,369円/人)	+1.65% (+6.25%)		-	-	-	-	-	-	

財源構成 (歳入)

統一保険料 (税) 率

①医療分		
所得割	均等割	平等割
7.64%	27,600円	20,000円

②後期分		
所得割	均等割	平等割
3.27%	11,500円	8,400円

③介護分		
所得割	均等割	平等割
3.03%	16,900円	-

④子ども分		
所得割	均等割	18均等割
0.31%	1,700円	200円

賦課限度額

①医療分	66万円
------	------

②後期分	26万円
------	------

③介護分	17万円
------	------

④子ども分	3万円
-------	-----

納付金①	保険料 (税) 【構成割合24.1%】	
	総額 (1人当たり額)	伸び率
①医療分	18,307百万円 (79,489円/人)	▲4.62% (+0.29%)
②後期分	7,451百万円 (32,350円/人)	▲3.06% (+1.93%)
③介護分	2,360百万円 (29,982円/人)	▲5.27% (▲2.69%)
④子ども分	735百万円 (3,189円/人)	- (-)
計	28,853百万円 (145,010円/人)	▲1.77% (+2.26%)

県抑制措置分

財政調整基金繰入金 (県)
3,436百万円 【構成割合2.9%】
(14,920円/人)

保険者努力支援制度及び特別調整交付金 (県)
1,234百万円 【構成割合1.0%】
(5,359円/人)

療養給付費等負担金 (国)
22,667百万円 【構成割合19.0%】
(114,014円/人)

- ①医療分 : 14,842百万円 (64,444円/人)
- ②後期分 : 5,429百万円 (23,571円/人)
- ③介護分 : 1,866百万円 (23,698円/人)
- ④子ども分 : 530百万円 (2,300円/人)

前期高齢者交付金
39,740百万円 【構成割合33.2%】
(172,549円/人)

※精算額は除く

納付金②	財政安定化支援事業 (市町村)	
	1,135百万円 【構成割合0.9%】 (4,927円/人)	

普通調整交付金 (国)
9,056百万円 【構成割合7.6%】
(46,363円/人)

- ①医療分 : 6,079百万円 (26,397円/人)
- ②後期分 : 1,922百万円 (8,346円/人)
- ③介護分 : 842百万円 (10,701円/人)
- ④子ども分 : 212百万円 (919円/人)

納付金③	保険者支援制度 (市町村)	
	2,598百万円 【構成割合2.2%】 (13,261円/人)	

納付金④	特別調整交付金医療費関係分 (市町村)	
	57百万円 【構成割合0.05%】 (248円/人)	

県繰入金 (県)
5,989百万円 【構成割合5.0%】
(30,391円/人)

- ①医療分 : 3,789百万円 (16,449円/人)
- ②後期分 : 1,527百万円 (6,629円/人)
- ③介護分 : 525百万円 (6,665円/人)
- ④子ども分 : 149百万円 (647円/人)

納付金⑤	高額医療費負担金等 (国・県)	
	2,133百万円 【構成割合1.8%】 (9,263円/人)	

その他収入 (特別高額医療費共同事業交付金等)
476百万円 【構成割合0.4%】
(2,065円/人)

【本算定結果（1人当たり諸数値）】

	項目	R 7 本算定 (A)	R 8 本算定 (B)	増減 (B - A)	増減率 (B / A)	備 考
基礎	被保険者数	242,175人	230,314人	▲11,861人	▲4.90%	自然減及び被用者保険適用拡大に伴う減
	介護2号	80,868人	78,724人	▲2,144人	▲2.65%	
	世帯数	152,503世帯	148,598世帯	▲3,905世帯	▲2.56%	
	所得額（医療分）／人	531,574円	529,230円	▲2,344円	▲0.44%	-
	医療費／人	442,814円	466,435円	+23,621円	+5.33%	-
歳出	保険給付費等／人	380,719円	403,460円	+22,741円	+5.97%	1人あたり医療費等の増加に伴う増
	後期高齢者支援金／人	71,681円	73,665円	+1,984円	+2.77%	国係数の増減に伴う増
	介護納付金／人	73,135円	74,055円	+921円	+1.26%	国係数の増減に伴う増
	子ども・子育て支援納付金／人	-	7,188円	-	-	制度改正（子ども・子育て分追加）に伴う増
	計	525,534円	558,369円	+32,835円	+6.25%	-
歳入	前期高齢者交付金／人	164,979円	172,549円	+7,570円	+4.59%	国係数の増減に伴う増
	療養給付費等負担金／人	107,375円	114,014円	+6,639円	+6.18%	1人あたり医療費等の増加に伴う増
	普通調整交付金／人	41,928円	46,363円	+4,435円	+10.58%	1人あたり医療費等の増加に伴う増
	高額医療費負担金等／人	8,096円	9,263円	+1,166円	+14.40%	国係数の増減に伴う増
	県繰入金（県）／人	28,637円	30,391円	+1,754円	+6.13%	1人あたり医療費等の増加に伴う増
	財政安定化支援事業（市町村）／人	4,525円	4,927円	+402円	+8.88%	-
	保険者支援制度（市町村）／人	12,744円	13,261円	+517円	+4.05%	-
	特別調整交付金（市町村）／人	225円	248円	+23円	+10.17%	-
	その他／人	1,742円	2,065円	+323円	+18.6%	-
	県抑制措置分／人	13,478円	20,279円	+6,801円	+50.5%	県公費による市町村標準保険料率の抑制措置 （統一保険料水準の抑制措置）
保険者努力支援制度等（県）／人	5,953円	5,359円	▲594円	▲10.0%		
財政調整基金繰入金（県）／人	7,525円	14,920円	+7,395円	+98.3%		
計	383,729円	413,359円	+29,629円	+7.7%	-	
保険料（税）／人	①医療分／人	79,257円	79,489円	+232円	+0.3%	1人あたり医療費等の増加に伴う増
	②後期分／人	31,737円	32,350円	+612円	+1.9%	-
	③介護分／人	30,811円	29,982円	▲829円	▲2.7%	-
	④子ども分／人	-	3,189円	-	-	制度改正に伴う増
	計	141,805円	145,010円	+3,205円	+2.3%	制度改正等に伴う増

※表示単位未満で四捨五入しているため、表示単位による計算が一致しない場合がある

※介護納付金及び保険料（税）の介護分については、介護2号の被保険者数で除した金額を記載

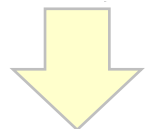
※前期高齢者交付金の精算額は国通知に従い、歳入見込みに含めていない

3 - (5) R 8 奈良県国民健康保険 県内統一保険料 (税)

(円)

【県抑制措置前】

	医療分			後期分			介護分		子ども・子育て分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18以上均等割
R 7 統一料率	7.64%	27,600	20,000	3.27%	11,500	8,400	3.03%	16,900	-	-	-
R 8 標準料率 (抑制前)	9.60%	35,555	23,618	3.14%	11,529	7,658	2.77%	15,265	0.31%	1,624	134
差 (R 8 - R 7)	+1.96%	+7,955	+3,618	▲0.13%	+29	▲742	▲0.26%	▲1,635	+0.31%	+1,624	+134



保険料 (税) が不足する医療分を県抑制財源 (4,670百万円) の活用により、
医療分を R 7 統一保険料 (税) 率と同水準とすることが可能

【県抑制措置後】

(円)

	医療分			後期分			介護分		子ども・子育て分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18以上均等割
R 7 統一料率	7.64%	27,600	20,000	3.27%	11,500	8,400	3.03%	16,900	-	-	-
R 8 統一料率 (抑制後)	7.64%	27,600	20,000	3.27%	11,500	8,400	3.03%	16,900	0.31%	1,700	200
差 (R 8 - R 7)	+0.00%	+0	+0	+0.00%	+0	+0	+0.00%	+0	+0.31%	+1,700	+200

< 県に措置される公費及び国保財政調整基金を活用し保険料抑制 >

- R 8 統一料率のうち医療分について、保険者努力支援制度等県に措置される公費の全額 (12.3億円)、及び県が保有する国保財政調整基金62.2億円のうち34.4億円を取り崩す。

< R8統一保険料率 (税) について >

- 後期分・介護分については標準保険料率 (抑制前) が現行保険料率を下回っているが、引き下げは行わない。
- 子ども・子育て分については、医療分・後期分・介護分と同様100円未満を切り上げている。

⇒ その結果、医療分・後期分・介護分については R 7 統一料率の据え置き、子ども・子育て分は新設とする。

4 令和8年度 奈良県国民健康保険事業費特別会計 歳入歳出予算（要求）

予算要求総額 1,194.9億円（対前年度 +20.5億円（+1.7%）） ※今後の予算編成等過程において変更となる可能性がある。

（主な増減要因）

子ども・子育て支援納付金の増（新設） +16.6億円、保険給付費等の増 +8.0億円、後期高齢者支援金等の減 ▲3.9億円、介護納付金の減 ▲0.8億円

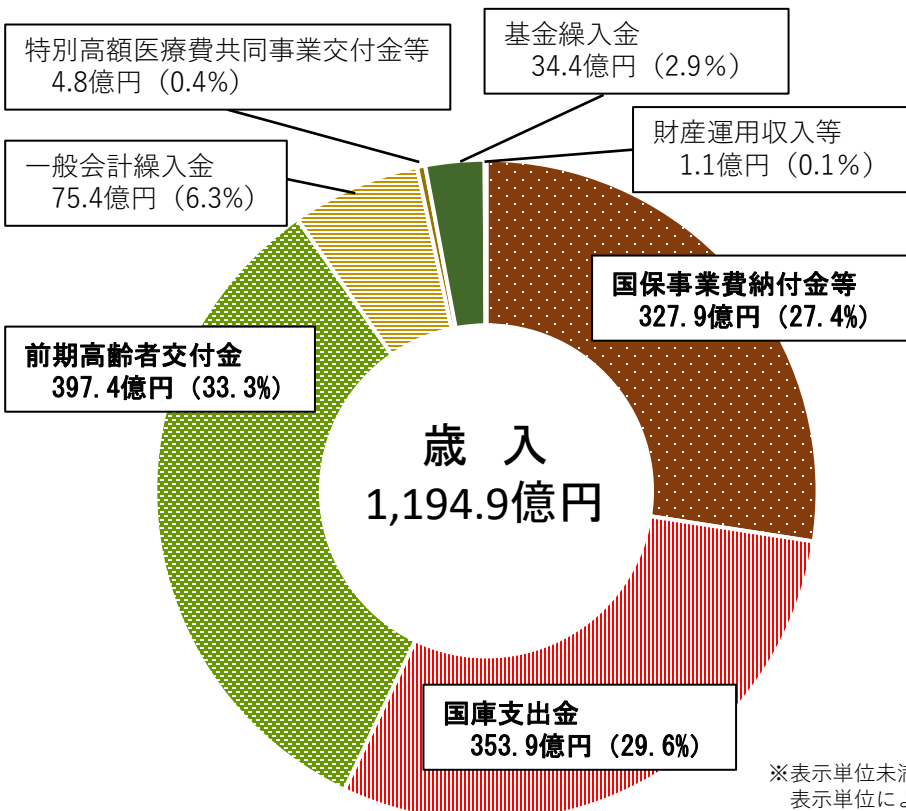
○歳入予算の主な内訳

前期高齢者交付金 397.4億円（歳入予算全体の33.3%）、国庫支出金 353.9億円（同29.6%）、国保事業費納付金等 327.9億円（同27.4%）

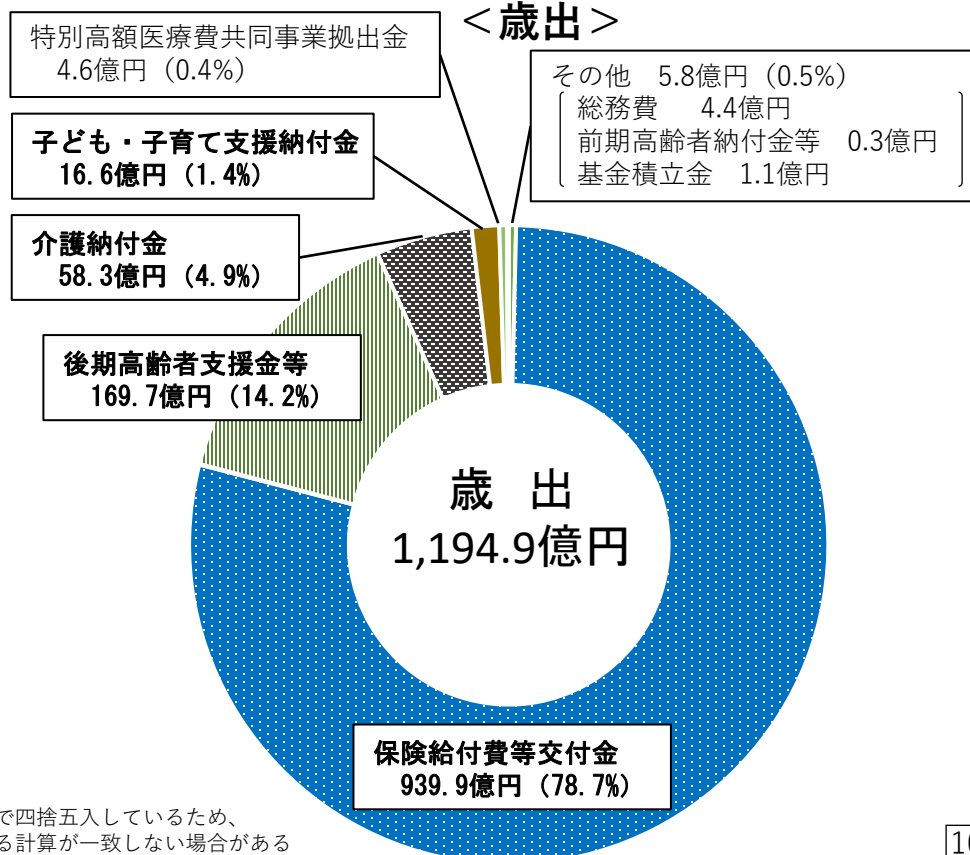
○歳出予算の主な内訳

保険給付費等交付金 939.9億円（歳出予算全体の78.7%）、後期高齢者支援金等 169.7億円（同14.2%）、介護納付金 58.3億円（同4.9%）

<歳入>



<歳出>



※表示単位未満で四捨五入しているため、表示単位による計算が一致しない場合がある

5 - (1) 令和6年度 国民健康保険事業費特別会計 (決算) 概要

収支差 15.9億円の黒字 (R6 → R7繰越金)

○収支差の主な要因 (決算額 - 予算額)

歳出において、保険給付費等交付金が減少したことによる。(▲16.4億円)

【歳入】

項目	① 予算額 (千円)	② 決算額 (千円)	差引 (②-①) (千円)
国民健康保険事業費納付金等	34,369,413	34,747,430	378,017
国庫負担金	24,423,786	24,526,319	102,533
療養給付費等負担金	23,008,733	23,121,082	112,349
高額医療費負担金	1,186,000	1,189,706	3,706
特別高額医療共同事業負担金	83,053	83,053	0
特定健診等負担金	146,000	132,478	▲13,522
国庫補助金	11,006,472	12,012,196	1,005,724
国民健康保険調整交付金	9,790,659	10,399,058	608,399
保険者努力支援制度交付金	1,215,813	1,613,138	397,325
一般会計繰入金	7,819,000	7,894,247	75,247
特定健康診査等負担金事業繰入金	146,000	134,851	▲11,149
特別会計繰入金	6,472,000	6,611,107	139,107
高額医療費負担事業繰入金	1,186,000	1,134,316	▲51,684
一般管理費等繰入金	15,000	13,973	▲1,027
基金繰入金	442,000	57	▲441,943
繰越金	498,206	498,206	0
財産運用収入	28,731	8,208	▲20,523
諸収入	44,207,931	42,720,683	▲1,487,248
前期高齢者交付金	43,732,158	42,346,266	▲1,385,892
財政安定化基金貸付金返還金	0	792	792
特別高額医療共同事業交付金	434,372	316,963	▲117,409
保険給付費等交付金返還金等	37,333	56,662	19,329
出産育児交付金	4,068	0	▲4,068
合計	122,795,539	122,407,346	▲388,193

【歳出】

項目	① 予算額 (千円)	② 決算額 (千円)	差引 (②-①) (千円)
総務費	525,568	433,278	▲92,290
保険給付費等交付金	96,666,528	95,027,950	▲1,638,578
後期高齢者支援金等	18,398,432	18,258,817	▲139,615
前期高齢者納付金等	19,378	37,677	18,299
介護納付金	6,186,763	6,186,762	▲1
特別高額医療費共同事業拠出金	434,500	324,641	▲109,859
財政安定化基金貸付金	0	0	0
基金積立金	479,111	459,380	▲19,731
国庫等返還金	85,259	85,216	▲43
合計	122,795,539	120,813,721	▲1,981,818

※予算額：当初予算(122,260,000千円) + 補正予算(535,539千円)

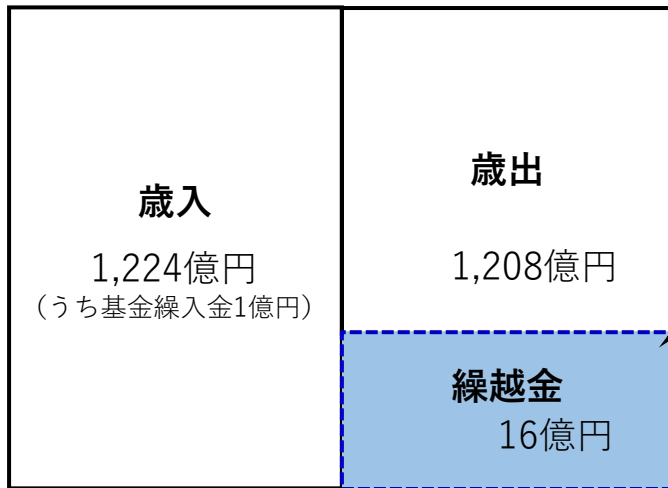
収支差
(歳入 - 歳出) 1,593,625 千円

令和7年度国庫返還金(B)
(保険者努力支援制度交付金等) 252,726 千円

国庫精算後収支差
(A-B) 1,340,899 千円

当該剰余金は基金に積み立て、医療費等の増加に伴う保険料負担の抑制などに活用 (R8: 34.4億円)

R 6 年度 奈良県国保特会決算



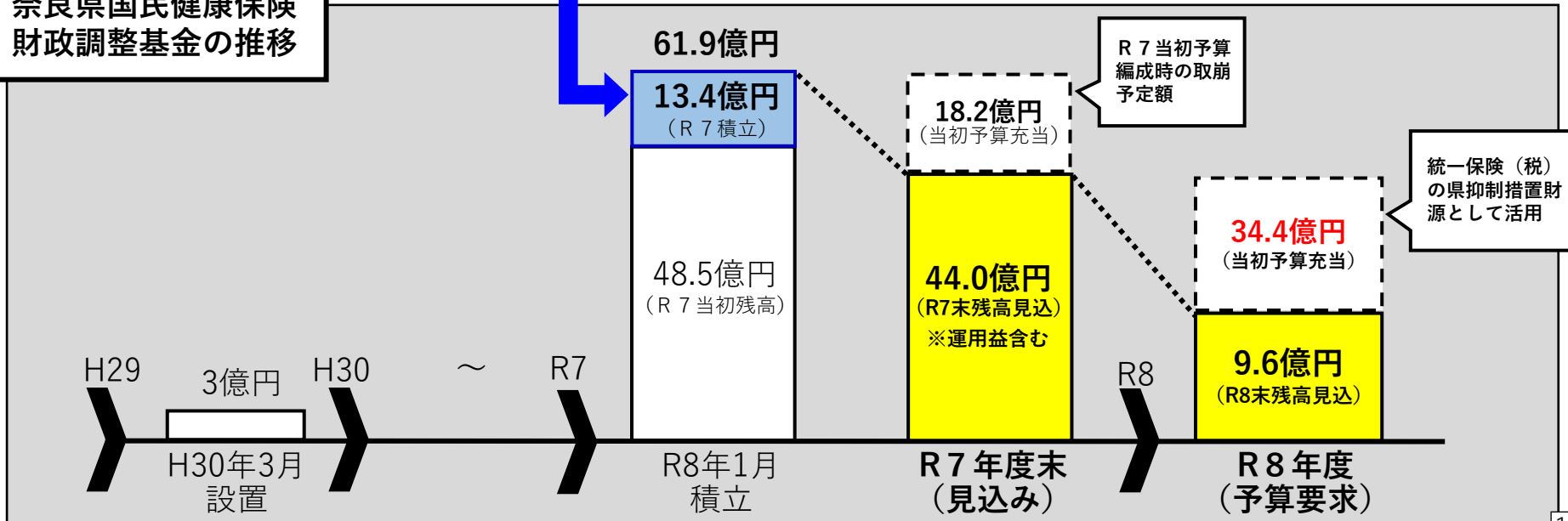
< 繰越金の内訳 >

国庫超過交付分 (返還分)	:	+ 2.5 億円
財政調整基金繰入分	:	+ 13.4 億円
計	:	+ 15.9 億円

< R 7 年度 繰越金処分 >



奈良県国民健康保険
財政調整基金の推移



6 第2期奈良県国民健康保険運営方針の改定について

- 第2期国保運営方針（適用期間：令和6年度～令和11年度）において、標準的な保険料（税）の算定方法を記載。
- 子ども・子育て支援金制度が令和8年度より開始することに伴い、子ども・子育て支援納付金分の保険料（税）に係る記載を追加。
- 今後、以下の改定案により、第2期国保運営方針の改定を行う。（全市町村へ意見聴取の結果、改定内容について、特段の意見はなし）

第2期国民健康保険運営方針（抜粋）（改定案）

※赤字箇所は改定内容（溶け込み）

(2) 標準的な保険料（税）の算定方法

② 標準的な保険料（税）の算定方法

1) 賦課方式

医療分及び後期高齢者支援金等分の標準的な保険料（税）の賦課方式については、資産割は、算定対象が居住市町村内の資産のみで不公平が生じていること、居住用の資産も対象とし、また、無職や低所得により保険料（税）が軽減されている世帯にも課せられ支払困難が生じていること等から、資産割を用いない3方式とします。

また、介護納付金分の標準的な保険料（税）の賦課方式については、40歳以上65歳未満の被保険者が賦課対象であり世帯への賦課という考え方がなじまないこと等から、世帯別平等割を用いない2方式とします。

さらに、子ども・子育て支援納付金分の標準的な保険料（税）の賦課方式についても、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの被保険者に係る保険料（税）の均等割額が全額軽減され、世帯への賦課という考え方がなじまないこと等から、世帯別平等割を用いない2方式とします。

2) 応能割・応益割の割合

標準的な保険料（税）の応能割・応益割の割合は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分ともに県全体で50：50とします。

また、医療分及び後期高齢者支援金等分における応益割の中の被保険者均等割・世帯別平等割の割合は、県全体で35：15とします。

3) 賦課限度額の設定

標準的な保険料（税）の賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分ともに政令に定める額（県が毎年度、国保法第82条の3第1項の規定による市町村標準保険料率を算定し、同条第3項に基づく通知を行う日において施行されている政令で定める賦課限度額）と同額とします。

4) 略

5) 市町村ごとの保険料（税）収納必要額の算定方法

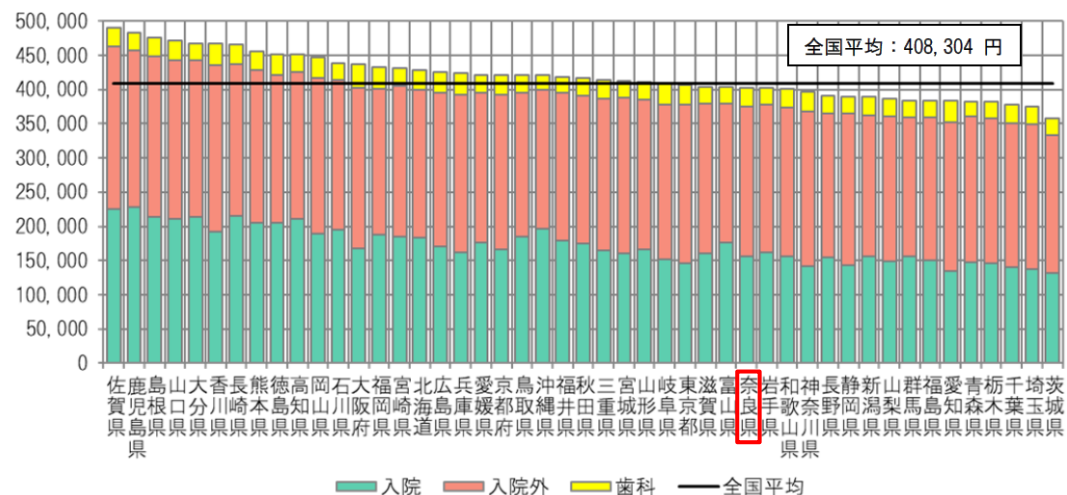
県は、県全体の医療給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の見込額から国庫負担金などの公費等の見込額を差し引くことにより、県全体の保険料（税）収納必要総額を算出し、当該額を各市町村の保険料（税）収納必要額として割当てを行います。

（以下略）

7 国保における県の医療費適正化の取組について

奈良県の市町村国保の医療費適正化に関する指標の状況

○令和5年度 1人あたり年齢調整後医療費の診療種別内訳



年度	奈良県	(順位)	全国平均
R1	362,238円	34位	371,864円
R2	354,096円	33位	363,629円
R3	378,332円	34位	386,610円
R4	389,382円	31位	395,006円
R5	402,824円	32位	408,304円

○ジェネリック医薬品使用割合

年/月	奈良県	(順位)	全国平均
R3/3	74.0%	46位	79.2%
R4/3	74.1%	46位	79.9%
R5/3	76.5%	46位	80.9%
R6/3	78.6%	46位	82.7%
R7/3	85.9%	46位	89.3%

○特定健診実施率

年度	奈良県	(順位)	全国平均
R1	33.6%	40位	38.0%
R2	30.9%	34位	33.7%
R3	33.1%	34位	36.4%
R4	34.4%	36位	37.5%
R5	34.4%	40位	38.2%

○特定保健指導実施率

年度	奈良県	(順位)	全国平均
R1	19.4%	39位	29.3%
R2	19.6%	38位	27.9%
R3	18.6%	42位	27.9%
R4	20.1%	37位	28.8%
R5	19.5%	39位	29.1%

7 国保における県の医療費適正化の取組について

国保事務支援センターにおいて実施する事業の状況

- 県と国保連合会との間で連携協定を締結し、平成30年度から国保連合会内に国保事務支援センターを設置し、県職員を派遣し、市町村で行われてきた国民健康保険業務の共同化や医療費適正化にむけた取組について、適宜事業内容の見直しを図りながら、事務共同化等事業を進めてきた。

特定健診・特定保健指導実施率向上支援

事業内容

- 過去の受診歴等から受診勧奨対象者の抽出を行い、その特性に応じた勧奨資材(ハガキ等)を作成して対象者へ送付
- 受診勧奨実施後、受診した者にインセンティブを付与
- 特定保健指導人材育成研修会の開催
＜3回の研修に延べ172名が参加＞
- へき地における集団健診の実施支援(補助)

KPI

- 特定健診の受診率を向上
令和5年度受診率：34.4%
- 特定保健指導の実施率を向上
令和5年度実施率：19.5%

生活習慣病予防、糖尿病重症化対策

事業内容

- 糖尿病の治療中断者に対して、受診勧奨を実施
- 特定健診の結果から、重症で未治療の高血圧、高血糖、脂質異常症、慢性腎臓病の罹患者に受診勧奨を実施
＜3,837人に通知し、1,464人が受診(38.2%)＞
- かかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化リスクが高い者に2年間継続的に保健指導を実施

KPI

- 新規透析患者数を遡減
令和6年度新規透析患者数：75人(R5：82人)

重複・多剤・併用禁忌対策

事業内容

- 対象者に、投薬実績と注意喚起文書を送付し、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師に服薬状況の相談をするよう促す
- 一部の重複・多剤投薬者について電話による状況確認を行い、改善を推進
＜59.7%の対象者に架電実施＞

KPI

- 重複投薬患者割合を遡減
令和5年度 2.43% (R4：2.21%)
- 多剤投与患者割合(10剤以上)を遡減
令和5年度 12.47% (R4：11.84%)

R8 変更点

- 通知文の内容や送付に使用する封筒を、行動経済学の観点から効果的なものに変更し、その効果について検証を行う予定

今後も、市町村、国保連合会、県が連携し、見直しも行いながら、業務の共同化による市町村の事務負担軽減、県域での実施による効果的・効率的な医療費適正化の取組を推進することが重要で、引き続き各市町村に各事業へ積極的に参加について働きかける。

7 国保における県の医療費適正化の取組について

医療費適正化実行力向上市町村支援事業

R7実施内容

PHRを活用した保健指導事業

背景等

「奈良県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、糖尿病の重症化リスクが高い者に対して受診勧奨や保健指導を実施し、腎不全・人工透析への移行防止に取り組んでいる中で、特にリスクの高い被保険者に対して優先的に取組を実施しており、**幅広い対象に十分にアプローチできていない側面がある**。一方で、PHRの活用が注目されているが、県内市町村での事例がない状況

事業内容

県において、「モデル事業」としてPHRを活用した新たな取組を市町村が検討・横展開できるようにするために、一部の市町村と共同して、糖尿病リスクを有する者に対し、**血糖管理ツール(Free Styleリブレ2)を活用した保健指導を実施**するとともに、効果検証と評価を行うことで、今後の市町村での事業実施を見据える

【ターゲット層】

国保の被保険者で、次の2つに当てはまる者(糖尿病または慢性腎不全で現在治療中・通院中の方は対象外)

- ①年齢 … 40歳～74歳
- ②対象者 … HbA1c 5.6%～6.4%
かつ空腹時血糖 140mg/dL以下 など

→11市町村から、158名が継続参加

(参考)FreeStyleリブレ2使用方法



KDBを活用した分析力向上支援事業

背景等

健康寿命の延伸及び医療費の適正化を推進するため、データヘルス計画をPDCAサイクルに沿って運用することが求められているところ、必要な分析・評価、見直しを、適切に実施できた市町村は少なかった。データヘルス計画の実効性を高め、また令和8年度に中間評価を適切に実施するためには、PDCAに必要な知識・技能の習得と定着は急務

事業内容

データヘルス計画に基づく効果的なPDCAの実施を目的として、計画の評価にあたって国から使用を推奨されている**国保データベース(KDB)**を入口に、市町村が自ら計画に係る**分析・評価・見直しを実施**できるようにするための**スキル・ノウハウの習得及び定着**を目指して、市町村の実態調査や結果を踏まえた研修、**効果的なPDCAを実施するためのマニュアルや動画の作成**などの支援を行う

→39市町村にヒアリングを実施し、これまで2回の研修にのべ117人の市町村職員が参加

7 国保における県の医療費適正化の取組について

医療費適正化実行力向上市町村支援事業

R8実施内容

予算要求中

骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防事業（案）

背景等

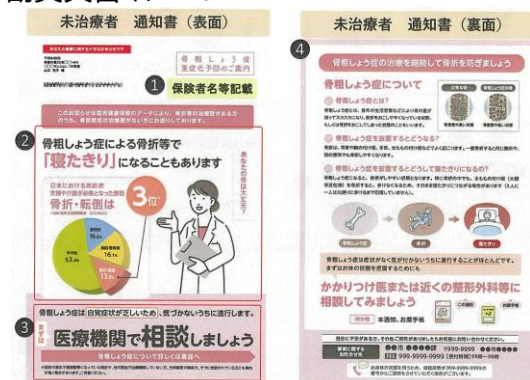
本県の医療費の特徴の1つとして、**骨折に要する1人あたり医療費が全国平均より10%程度高い状況**にあり、高齢化の進展等により骨粗鬆症患者の増加、骨折に伴う医療費の増加や要介護化が大きな課題となっている。また、**全住民対象の骨粗鬆症検診の実施市町村も3割程度**と低調

事業内容

骨折対策事業を実施していくため現状分析を行うとともに、骨粗鬆症の発症リスクのある者を対象にした受療勧奨を県が実施し、その効果検証の結果を共有することにより、県内保険者の効果的な取組実施を促進する。

- 骨折・骨粗鬆症等の現状分析(県内全市町村)
 - ・市町村別の医療費、骨折発生状況等のデータ分析
 - ・年齢や性別、骨折部位等による骨折リスク構造の分析
 - ・県内市町村間、国保・後期高齢者医療の間での比較分析
 - ・分析結果を基に、優先的に取り組むべき課題の明確化 など
 - 市町村職員向け研修会
 - ・骨折の基礎知識、分析結果の見方、対策検討の視点 など
 - 保健事業の実施(3~5市町村程度)
 - ・受療勧奨:勧奨文書作成・送付 など
- ➔ 39市町村へ成果報告・横展開を促進

勧奨文書イメージ



KPI

市町村国保における骨折の1人あたり医療費
令和5年度 9,989円 (全国平均 8,723円) ➔ 令和11年度 全国平均以下
(全国14位)